

関島事務所便り

労働保険・社会保険・労務管理・許認可申請

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町2-7-13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
e-mail: sekijima4@ybb.ne.jp



2006年3月号

内部告発者保護法（公益通報者保護法）が4月に施行

不正を内部告発した社員に対して、会社が解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止する公益通報者保護法が2006年4月に施行されます。内部告発のルールを明確にし、内部告発者を守ることで企業に法令を遵守させることが目的です。

◆保護の対象となるのは

内部告発者として保護されるのは、正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマーなどで、退職者も含まれます。自ら不正を是正する立場にあり、株主総会で選任・解任される取締役や監査役は保護の対象外となっています。

内部告発者を保護するために、具体的には内部告発を理由とした解雇や減給・降格、派遣労働者の交代要求、退職金の没収・減額などが禁じられています。

◆通報先と保護要件は

通報先は、事業者内部、処分等の権限を有する行政機関、報道機関や消費者団体などの事業者外部ですが、それぞれに保護の要件が定められています。

事業者内部については通報が金品の要求などの「不正の目的」でないこと、行政機関についてはそれに加え、通報内容が真実であるという相当の理由があることなどです。

◆外部への告発は

報道機関や消費者団体などの外部へ告発する場合には、さらに以下のいずれかに該当するケースに限るなど要件が厳しくなっています。

- ①不利益な取扱いを受ける恐れがある
- ②証拠隠滅の恐れがある
- ③公益通報をしないことを正当な理由なく要求された
- ④企業に告発したのに20日以上たっても調査が開始されない
- ⑤個人の生命・身体に危機が生じる切迫した危険がある

◆もし公益通報を受けたら

公益通報を受けた事業者は、公益通報の是正措置等について、公益通報者に通知するように努めなければなりません。また、行政機関が公益通報を受けた場合は、必要な調査や適切な措置を取らなければなりません。

うつ病や脳卒中・癌疾患も対象

障害年金あれこれ

◆障害年金の支給対象

「障害年金は身体障害者へ支給されるもの」と理解している人が多くいます。これは誤りです。そのため、障害年金が受けられるのに請求をしていない人がたくさんいます。

障害年金は、病気やケガによって日常生活あ

るいは労働に一定の制限が必要とされるときに支給され、その対象は、身体障害者は勿論、鬱病、アル中、脳卒中、癌疾患等の病気におかされている人も対象としています。

◆障害基礎年金と障害厚生年金（障害共済年金）

障害基礎年金（1級、2級）は国民年金の加入者に支給される年金です。厚生年金加入者は国民年金加入者でもあるところから障害基礎年金が受給できます。

障害厚生年金は厚生年金の加入者に支給される年金です。厚生年金の加入者は障害基礎年金の他に障害厚生年金も受給できることになります。

◆障害年金が支給される目安

障害者だからといってすべての人に支給されるわけではありません。障害年金が支給され

るがどうかの目安は次のとおりです。

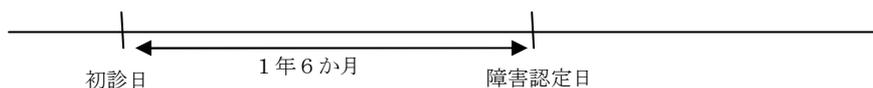
障害基礎年金	1級	常時介助を必要とする状態
	2級	日常生活に著しい制限を必要とする状態
障害厚生年金	3級	労働に著しい制限を必要とする状態
	障害手当金 (一時金)	労働に制限を必要とする状態

◆障害認定日に障害等級に該当するかどうか

その病気やケガが障害に該当するかどうかを決める日を障害認定日と言います。病気の際の障害認定日は初診日から「1年6か月たった日」です。ケガの際は症状が固定した日、あるいは治療の効果が期待できなくなった日が障害認定日です。この障害認定日に障害の程度が障害等級に該当すれば支給されます。

透析や人工弁などのとき

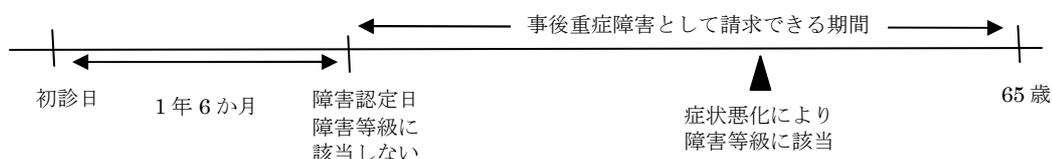
人工透析をしたときは透析をした日から「3か月」たった日が障害認定日となり、障害等級は2級に認定されます。人工弁やペースメーカー・人工肛門をつけたときは、その日が障害認定日になります。



◆65歳までなら障害年金の請求ができる（事後重症）

初診日から1年6か月たった日においては障害等級に該当しなくても、その後症状が悪化した

ときは、65歳になる前日までなら障害年金の請求をすることができます。



◆保険料納付要件

障害の程度が障害等級に該当したからといって、障害年金が支給されるものではありません。障害年金は保険料が支払われていない期間があるなど、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていないと支給されません。

- ①初診日の前日において被保険者期間のうち保険料免除期間を含む保険料納付期間が3分の2以上あること。
- ②初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納期間がないこと。

◆障害年金の額

障害基礎年金の額（平成17年度額）

1級	99万3100円	障害基礎年金の受給者に18歳未満の子がいるときは加算（2人まで1人につき228,600円3人目以上1人につき76,200円）があります。
2級	79万4500円	

障害厚生年金の額

基本年金額＝①の年金額＋②の年金額

①（平成15年3月以前）平均報酬月額×7.5÷1000×月数×物価スライド率（1.031×0.988）

②（平成15年4月以降）平均報酬月額×5.769÷1000×月数×物価スライド率（1.031×0.988）

加入月数が300月未満の場合は

$(\text{①の年金額} + \text{②の年金額}) \times 300 \div (\text{①の月数} + \text{②の月数})$

1級	1級障害基礎年金額＋基本年金額×1.25＋配偶者加給	配偶者加給 228,600円
2級	2級障害基礎年金額＋基本年金額＋配偶者加給	配偶者加給 228,600円
3級	基本年金額	最低保障額 596,000円
障害手当金	基本年金額×2	最低保障額 1,171,400円

請求は慎重の上にも慎重に 事前に相談を

障害年金の請求は十分知らないままに行うと失敗することが多く、もらえるはずの年金がもらえなくなったり、少なくなったりしてしま

います。障害年金の請求を行う場合は慎重の上にも慎重を期すことが必要です。事前にご相談下さい。

トピックス

●介護保険料率が3月分から変わります

政府管掌健康保険の介護保険料率は、2006年3月分保険料（2006年5月1日納付期限分）から、1.23%（現在1.25%）と変わる。40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の政府管掌健康保険料率は、医療に係る保険料率（8.2%）と合わせて、9.43%（現在9.45%）。また、事業主・従業員の負担は折半なので4.715%になる。

なお、介護保険に必要な費用は、40歳以上が納める保険料で賄うこととされており、その費用は年度毎に決められる。

●NTT退職者の企業年金減額認めず

NTTが厚労省に対し退職者の企業年金給付を減らす申請をしていた件につき、2月10日、同省は減額のための規約変更を認めないとする決定をした。減額には対象者の3分の2の同意が必要で、本申請はこの条件を満たしていたが、同省は、同社においては「02年度以降1,000億円を超える経常利益を計上しており、経営が著しく悪化しているとは認められない」とし、この変更が企業年金の存続のためにやむを得ない措置とはいえないとした。

●国民年金法等改正法案骨子(2月16日)

今国会提出予定の国年法等改正案の骨子は、以下の通り。

- ・被保険者の自分の情報は住民基本台帳ネットワークシステムから取得できるようにする。
- ・国年保険料の納付をクレジットカードでできるようにする
- ・学生の納付特例申請を大学が代行できるようにする

- ・年金未納者には短期国民健康保険被保険者証（有効期限付の国民健康保険証）を交付する。
- ・保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、介護保険事業者、介護保険施設、社会保険労務士の6業種は、長期間保険料の自主納付がない場合、指定・更新を認めない。
- ・税務署等に資料提供を求めることを可能にする。
- ・基礎年金番号を法定化する。

●PPS患者にも障害厚生年金支給へ(2月18日)

厚労省は、PPS(ポストポリオ症候群)の患者にも障害厚生年金を支給できるよう障害認定の基準を変更する。これまではポリオ(小児まひ)初診日をPPSの初診日としていたため、障害厚生年金の対象にはされていなかった。

PPSをポリオとは別疾病と認定するには、新たな筋力低下がある、足にまひが残る、PPS発症までに症状の安定期間(10年以上)があるなどの条件をすべて満たす必要がある。

●労働争議不介入規定を削除 改正社労士法

社会保険労務士が個別労働紛争に関する裁判外紛争解決手続で代理業務を行えるようにする改正社会保険労務士法の一部が3月1日から施行された。今回施行されたのは社労士の労働争議への介入を禁止する規定を削除した部分など。法改正により、社労士が争議行為の対策の検討、決定に参加できることになった。

●トナミ内部告発訴訟が和解

トラック運輸業界の不正を内部告発したため、約30年間閑職に追いやられているとして、トナミ運輸(高岡市)社員(59)が同社に約4,000万円の損害賠償と謝罪を求めた訴訟の控訴審は2月16日、名古屋高裁金沢支部で、会社側が和解金を支払うことなどで和解が成立した。